

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年 8月 8日から平成30年 8月20日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

会計課

(2) 対象期間

平成30年 4月 1日から平成30年 6月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては十分留意し、その措置を講じられたい。

ア 契約事務において、契約書に履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金に関する事項の記載のないものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。